

三豊市監査委員告示 第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき工事監査（随時）を執行したので、その結果に関する報告、意見等を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年 3月19日

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 為 広 員 史

平成 30 年度

工事監査（随時）結果報告書

三豊市監査委員

三 監 第 128 号
平成 31 年 3 月 19 日

三 豊 市 長 山 下 昭 史 様
三 豊 市 議 会 議 長 詫 間 政 司 様
三豊市教育委員会教育長 三 好 覚 様

三豊市監査委員 片桐 正文
三豊市監査委員 為広 員史

平成 30 年度工事監査（随時）結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により工事監査（随時）を執行したので、その結果
に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定により、次のとおり提出する。

第1 監査対象工事及び期間

・監査対象工事

No.	所管部課名	工 事 名	契約金額 (円)	請負業者	工 期
①	教育委員会 事務局 生涯学習課	三豊市カーボン・マネジメン ト強化事業（第2号事業） マリンウェーブ設備改修工 事	215,460,000	株式会社四電工 観音寺営業所	H30. 8. 1～ H31. 1. 31
②	政策部 産業観光課	父母ヶ浜臨時駐車場整備工 事	2,215,080	株式会社楠本コ ーポレーション	H30. 7. 13～ H30. 8. 10
③	政策部 産業観光課	平成30年度紫雲出山第2駐 車場法面修繕工事	7,058,880	共立建設有限 会社	H30. 8. 30～ H30. 12. 20
④	健康福祉部 子育て 支援課	平成30年度三豊市立山本 小学校1階内部改修工事	3,868,560	有限会社石川 建築	H30. 10. 25～ H30. 12. 25
5	健康福祉部 保育 幼稚園課	平成30年度三豊市立平石 幼稚園トイレ洋式化工事	6,186,240	有限会社瀬戸 内産業	H30. 6. 28～ H30. 8. 31
6	健康福祉部 保育 幼稚園課	平成30年度三豊市立平石 幼稚園擁壁撤去工事	4,719,600	株式会社菅組	H30. 7. 18～ H30. 8. 31
⑦	教育委員会 事務局 教育総務課	平成30年度三豊市立本山小 学校トイレ洋式化工事	5,325,480	有限会社藤田 総業	H30. 7. 12～ H30. 9. 11
8	教育委員会 事務局 教育総務課	平成30年度三豊市立吉津小 学校防火間仕切壁修繕工事	5,828,760	有限会社真鍋 建設	H30. 7. 12～ H30. 9. 11
⑨	教育委員会 事務局 教育総務課	平成30年度三豊市立比地大 小学校防火間仕切壁修繕そ の他工事	10,441,440	豊中建設株式 会社	H30. 6. 28～ H30. 9. 11
10	総務部 管財課	三豊市カーボン・マネジメン ト強化事業（第2号事業） 平成30年度三豊市役所本庁 舎設備改修工事	195,480,000	三宅産業株式 会社	H30. 8. 1～ H31. 1. 31

※ No.の○記しは、現地検査実施を表す。

・監査期間 平成31年1月28日から平成31年2月18日まで

第2 監査の方法

平成30年度施工完了工事中、建設経済部以外の関係所管課施工の工事を監査対象とし、抽出検査を実施した。

本年度は契約金額が130万円以上のものから10件を抜粋し、これらの工事の設計、仕様、積算、契約、施工、監督が適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、竣工検査が速やかに執行されているか等を主眼とし、監査対象工事の所管課から、それぞれ該当書類の提出を予め求めるとともに、設計書から入札、契約、完成図書等の説明を聴取した。

また、現地検査においては、対象工事の中から6件を抜粋し、竣工状況の確認等を行うために関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

第3 監査の結果

工事請負の関係書類について、三豊市工事請負契約約款、三豊市建設工事執行規則に沿った書類整備に一部課題を残すものがあった。また、工事現場の施工状況については設計図書に基づきおおむね良好に執行されていた。

なお、監査執行過程において指導した軽易な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意していただきたい。今後とも、工事の施工にあたっては、法令等を遵守し、厳正かつ適切な執行に努めていただきたい。

【意見】

・提出書類の確認について（共通）

受注者から提出された書類について、契約書の一部に不備があったり、引渡日が手直し完成日前になっていたり、竣工届の請負金額が相違するもの等が見受けられた。市の発注工事である以上、一連の工事発注から竣工までの書類については、所属部署において十分に確認していただきたい。

また、入札の執行及び契約に関する事務を掌握する管財課において、工事執行に当たり必要な関係書類（請負者からの提出書類を含む）一覧を再度周知徹底するよう、全部署の指導をお願いする。

・工事打合簿等の記録について（共通）

工事打合せの記録簿に押印されていないものが見受けられた。

一連の工事発注から竣工までの記録については、「三豊市建設工事監督規程」第6条（記録）に明記されており、後々の重要性の観点から遵守されたい。

また、工事発注課以外の職員で監督職員の依頼を受けた者（建設経済部職員）は、前述の工事監督規程を遵守し工事実施にあたられたい。また、受注者（現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を含む）に対しても適正な作成を指導されたい。

・工事写真の整備について（教育総務課）

工事写真については、一部において撮影箇所の特定ができないものが見受けられた。平成28年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1章2節4工事の記録（d）の規定に基づき、工事施工が適切に行われた状況を明確にかつ適正に表記するよう指導をお願いする。